

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年10月9日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	座間市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	26-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1464235579776/index.html">https://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1464235579776/index.html</a>

執行機関名 座間市長

「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	外国人の生活保護に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	15	
③番号法別表第2の項	26	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		座間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第35号)第4条第1号の表 1の項 外国人の生活保護に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第1条	座間市生活に困窮する外国人に対する生活保護取扱要綱(平成27年座間市告示第143号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。	第1条 この告示は、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、関係法令等に定めがあるもののほか、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置(以下、「通知に基づく保護」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		座間市生活に困窮する外国人に対する生活保護取扱要綱(平成27年座間市告示第143号) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号)